

## 1. 商工会議所の概要と中小企業

### (1) 商工会議所について

- ・ 商工会議所は、全国 515 か所に立地し、おおむね「市」の単位に 1 つの商工会議所。
- ・ 商工会議所は、「中小企業・小規模事業者の活力強化」、「地域経済の活性化」を主なミッションとして、さまざまな活動を行っている。全国の会員数は、「125 万者」で、地域のさまざまな規模・業種の商工業者から構成されている。
- ・ 日本商工会議所は、全国の商工業者の声を取りまとめ、政府への政策提言や事業展開を行っている。

### (2) 中小企業について

- ・ 全国の中小企業の数、358 万者で、わが国の企業全体の 99.7%を占めている。
- ・ 中小企業が直面する最大の経営課題は、人手不足。日商が昨年 6 月に実施した調査では、「人手が不足している」との回答が、4 年連続で 5 ポイントずつ増え、実に 65%に達した。
- ・ 人手不足に対応するため、女性や高齢者といった多様な人材の活用、IT による生産性向上など、日々、さまざまな経営課題と向き合っている。

## 2. 個人情報を巡る状況

- ・ 個人情報を巡る状況について、各地から寄せられている声として、個人情報を取り扱うことを、単に経営上のリスクと捉え、「触らぬ神に祟りなし」と考えたり、手続きが面倒なので回避したりする中小企業が少なくない。
- ・ 個人情報として扱われているものの、必ずしも個人情報には該当しないのではないかとと思われる例、仮に個人情報に該当しても、適切な対応をすれば問題ないのではないかと、と思われる例も見られる。
- ・ 例えば、商工会議所から会員企業にヒアリングや調査への協力をお願いしても、「個人情報」を方便に断られるケースがある。
- ・ 商工会議所法に基づく事業遂行のため、地域商工業者の台帳を作成し、この台帳をもとに、以前は会員名簿を「商工名鑑」として出版するところもあった。しかしながら、近年は出版を中止する商工会議所や、または継続していても、会員企業の側が、情報の取扱いに過敏になり、名簿への掲載を希望しないケースも出て来ている。
- ・ さらに、小規模自治体への移住・創業の希望者が、移住手続きは自治体に、創業支援申請は商工会議所に、融資相談は金融機関に対して、情報を別々に提出しなければならず、負担になっている、という声もあった。
- ・ 個人情報とそうでない情報を仕分けることや、同意の取り付けの手続きなどの具体的な方法がわからなかったり、面倒であったりするために、すべてを個人情報であるとして扱う実態があるのではないかと。

### 3. 見直しに向けた意見・要望

- ・ 個人情報取り扱いを巡っては、誤解や萎縮、過剰反応などがいまだに根強いことから、さらなる周知が必要。
- ・ 先に例示した自治体との連携のように、法律に詳しい自治体職員でさえ、運用面で活用できていない例もある。改めて、中小企業を含めた、広く国民一般への分かりやすい周知をお願いしたい。
- ・ 商工会議所でも「会員企業向け説明会」や「委員会作成のチラシの配布」などを実施してきたが、事業者が特に知りたいのは、「自社のケースはどうなのか？」という個別ケースの扱いなど。については、委員会ウェブサイトにおける「Q & Aのこまめな更新」や「事例集の充実」をお願いしたい。
- ・ 商工会議所のセミナーに講師派遣を希望する場合、小規模な都市の商工会議所でも利用できるよう、参加者の「一定人数」の要件について、柔軟な対応をお願いしたい。

以 上